# 平成26年度

事 業 計 画 収 支 予 算

社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会

# 豊島区民社協の運営目標

### 豊島区民社協は、子どもから高齢者まで誰もが 安心して暮らせる地域づくりに向けて

- 1 支え合い、助け合いの気持ちが育まれるよう各種の事業を行います。
- 2 区民へ豊島区民社協への参画を促すとともに、幅広く各分野の団体等と連携し、豊島区内に福祉のネットワークをつくります。
- 3 支援を必要とする区民に対し、その人の抱える困難を理解するとともに、 その人らしさを尊重する立場に立って支援サービスを、心を込めて行いま す。
- 4 豊島区民社協の運営及び事業経費は、多くの区民の善意によって賄われていることを常に忘れず、その善意を生かすよう、効率的な執行に努めます。

# 平成26年度重点項目

### ◇豊島区民地域福祉活動計画の見直し

豊島区民地域福祉活動計画は、地区懇談会や福祉団体等の区民参加の下、平成 23 年度に 策定しました。本計画は、平成 26 年度で三年次目を向かえ、この間の実施状況や社会環境 等の変化を踏まえ、本計画の見直しを図っていきます。

見直しは、地域福祉活動推進委員会と委員会の下部組織である部会で審議・検討し、策定していきます。

### ◇ コミュニティソーシャルワーク事業の充実

平成21年度に1包括圏域でのモデル事業として開始したコミュニティソーシャルワーク事業は、平成25年度には4圏域に拡大し、圏域内の地域区民ひろばに2人ずつ配置して地域福祉の向上に努めています。

平成26年度には、さらに2圏域を拡大し、6カ所の地域区民ひろばに配置して、地域 福祉の支援活動を展開します。困難ケースの個別支援、要援護家庭の子どもたちの学習支 援、高齢者等見守り活動などを、民生・児童委員や地域福祉サポーターとの連携の下に行 います。

### ◇ 地域福祉サポーターの推進

平成25年度中に50人養成することを目標として、制度の周知と募集に努めました。 その結果、66人の地域福祉サポーターが誕生しました(2月現在)。

平成26年度においては、100人の養成を目指します。地域の福祉課題を共有し、問題を早期に発見して解決に向けて連携する新たな支え合いの人材を育成します。また、引き続き、養成研修の充実に努めます。

### ◇生活困窮者自立促進支援モデル事業

生活困窮者自立支援法の施行(平成27年4月)に向けて、国では既に平成25年度から実施しているモデル事業を、平成26年度から拡充することとしました。

豊島区においては、着実な事業の実施に備えるため、平成26年度からモデル事業の一部を実施することになりました。

豊島区民社会福祉協議会では、区との協議が整ったので、その事業の主要な部分を受託することとしました。「自立相談支援事業」と「自立促進に資する事業のうち、学習支援等」の事業受託を計画しています。

### ◇災害ボランティアセンター立上げ訓練の実施

平成24年3月に災害ボランティアセンター運営マニュアルを作成し、平成24年度に 災害ボランティア養成講座を2回開催しました。さらに、平成25年度においても2回開催するとともに、災害ボランティアセンター立上げの机上訓練も計画しています。

### ◇ 経営基盤の確立

豊島区民社会福祉協議会の主な自主財源は、会費、寄付、募金の配分金であり、この三つの自主財源は豊島区民社協予算の 10%に満たない状況です。

自主財源を増やし地域福祉に寄与するためには、機会を捉え、個人会員や賛助会員等の 企業・団体に豊島区民社協と地域福祉への理解と協力を得るための説明をしていかなくて はなりません。

また、社会福祉協議会の顔が見えるように地区担当職員を配置し、区民ミーティングや地域での事業等に参加しています。このように職員が積極的に地域に出ていくことにより、地域の実情を把握し業務に反映していけば効果的な業務執行と職員のより一層の能力向上が図られ、経営基盤が充実していきます。

# 基本理念 優しさと強さが響きあう福祉のまち

基本理念の実現に向け、豊島区民社会福祉協議会の主な事業を5つの「めざすまちの姿」に分類して事業計画を作成いたしました。

### めざすまちの姿 I. 誰もが安心して暮らせるまち

子どもの登下校時の安全性や高齢者・障害者・子育て中の者・外国人が地域で自分ら しく生活していくための環境づくりが課題となっています。

誰もが安全で安心して暮らしていけるまちづくりは、地域福祉活動の中で最も大切な 目標だと考え、新規・拡充事業を計画いたしました。

#### (1) 区民ミーティングの実施

			みを認識し、	地域の課題は	について皆で	で話し合って
方 針	づくりをす ・行政、社会 とに区民主 ・昨年度の話	分でできる すめます。 福祉協議会 体のコミュ し合われた	こと」を話し 、関係団体等 ニティを形成 意見等を今年 でいきます。	とのよりよい なします。	ハパートナー	ーシップのも
内 容	<ul><li>子どもから</li></ul>	高齢者まで	多世代が参加		, .	•
実施方法	<ul> <li>ついて話し合い、自分たちでできることを実践していきます。</li> <li>・高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)の8圏域ごとに実施します。実施場所は、原則その圏域の「区民ひろば」を活用します。</li> <li>・社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーと地区担当職員が運営します。</li> <li>・定期的に開催します。</li> </ul>					
懇談会	年 度 2	4 (実績)	25(実績)	2 6	2 7	2 8
開催回数	回数	1 6 (16)	1 6 (16)	3 2	3 2	3 2

### (2) 地域ごとの生活マップづくり

方 針		障害者、子 刊な地図を作	育て中の者、 成します。	外国人が地域	或で買い物や	₿移動すると
内 容			地域の支えあ どのルートを			
実施方法	・区民のみなさんとともに地域を調査し、高齢者、障害者、子育て 中の者、外国人等の意見を聞きながら作成します。					
マップ作成	年 度	2 4	25(実績)	2 6	2 7	2 8
時期	策定		完成(未完)			

### (3) 社会貢献型後見人(市民後見人)の育成

方 針	・高齢になっても障がいがあっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者や障がい者等の権利が守られる体制を整備します。					
内 容	たり、経済 るため、区	所的理由で 区民の中で	したくても、 適切な後見人 権利擁護に理 として育成し	が見つかられ 解と意欲のな	なかったりす	「る傾向にあ
実施方法	・社会福祉協議会等が、区民の中から、権利擁護に熱意のある方を公募 し、養成講習を受講していただきます(26年度講習は未実施)。 実施方法 ・社会福祉協議会は、講習修了者を登録し区の福祉分野の研修や高齢者、 障がい者の権利擁護の実務研修を行います。 ・適任者を、後見人候補者として家庭裁判所に推薦していきます。				実施)。	
登録者数		4(実績) 1 0 (6)	25 (実績)     1 5 (8)	2 6	2 7	28

※25年度の講習修了者1人は、26年4月1日付で登録予定

### (4) 在宅サービス

事 業 名	内容	実施時期
在宅福祉サービス事業 (リボンサービス) 見込人数 利用会員 630名 協力会員 350名	誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域の 方々の参加、協力を得、高齢者や障がい者等に家事援 助や外出介護をはじめとする在宅サービスを提供します。 ◇ 広報の充実 事業の周知を図るため、パンフレット等を充実する とともに、広報紙やホームページを活用し PR を図り ます。	通年
困りごと援助サービス 月平均利用数 20件	◇協力会員の確保とサービスの向上 定期的に説明会を開催するとともに、町会回覧や大 学生への呼びかけ、同区の有償家事援助団体と合同説 明会を行い、協力会員を確保していきます。 また、研修を充実させ、実働できる協力会員を増や し質の高いサービスを提供します。	通年
ハンディキャブ運行 事業 (リフト付乗用自動 車運行事業) 見込人数 利用会員 190名 協力会員 35名	◇ 各種事業、地域の社会資源との連携・強化 コミュニティソーシャルワーカー、ボランティアセンター、高齢者総合相談センター、サポートとしま等 各種事業、同区の有償家事援助団体との連携を強化し、支援を必要としている人のニーズに沿った柔軟な対応を行います。	通年

### (5) 介護保険サービス・障害福祉サービス等

事 業 名	内容	実施時期
居宅介護支援事業	ケアプランの作成を中心に、質の高いサービスの提供を常に心がけるとともに、収支バランスのとれた運営を行います。 〇介護支援専門員 2名 〇月平均利用数 65名	通年
高齢者訪問介護事	社会福祉協議会が提供する訪問介護事業として、ベテランヘルパーによる質の高いサービスの提供を常に心がけるとともに、収支バランスのとれた運営を行います。  ○ホームヘルパー 37名  ○月平均利用者数 70名	通年
障害者居宅介護事	視覚障がい者の生活圏の拡大と社会参加を支援し、需要に応えます。  ○ガイドヘルパー 40名(ホームヘルパーとの兼任者を含む) ○月平均利用者数 35名	通年

### (6) 中央高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)の運営

事 業 名	内容	実施時期
中央高齢者総合相談センター (地域包括支援センター運営事業)	高齢者の身近な相談、支援の窓口として、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等の専門職員が、介護や介護予防、権利擁護の相談に応じ、高齢者やその家族を、総合的、継続的に支援します。 ◇主な事業内容 ①総合相談・支援 ②虐待の早期発見などの権利擁護相談 ③介護予防ケアマネジメント ④包括的・継続的ケアマネジメント(支援は削除) ⑤地域ケア会議(地区懇談会)の開催 ⑥認知症家族介護者支援事業 ⑦介護予防普及啓発事業「介護予防サロン」 ○相談件数 月平均1,000件程度 ○予防プラン作成件数 月平均170件程度	通年

# (7) 福祉サービス権利擁護支援

・福祉サービスの利用援助、成年後見制度利用支援

事 業 名	内容	実施時期
福祉サービスに関する 相談・苦情対応事業	高齢者や障がいのある方を対象に、福祉サービスの利用や成年後見制度の利用等に関する相談に応じます。本人のほか、家族や関係者からの相談も受けます。 ・弁護士による専門相談を毎月第2水曜に実施。 ○相談件数 月平均300件程度 ○専門相談 月平均3件程度	通年
福祉サービス利用援助 事業 (地域福祉権利擁護事 業)	知的障がい者・精神障がい者の施設・病院から地域生活への移行を進める中で、親なき後も安心して日常生活を送れるよう当事業の積極的な活用を推進するため支援体制の構築を図ります。  ○契約見込件数(延べ) 85件	通年
成年後見制度推進機関 の運営	推進機関として成年後見制度の積極的な活用を 図るため、後見人のための研修会等の開催や地域ネットワークの活用による成年後見制度のPR活動を 強化します。	通年

法人後見·社会貢献型後 見人活用事業	成年後見制度の利用が望ましいにもかかわらず、金銭的余裕がなく、制度利用を断念することのないよう社会福祉協議会が後見人となる法人後見や社会貢献型後見人の積極的活用を図り、判断能力が不十分になっても安心して住み続けられる地域社会づくりをめざします。 〇受任見込件数(延べ) 22 件 〈内訳〉 法人後見 15 件 社会貢献型後見人 7 件	通年
社会貢献型後見人等 養成事業	重点事業に掲載	
成年後見等開始審判申 立費用助成事業	協議会独自の成年後見申立に係る費用を助成します。 ○助成見込件数 5件程度 ○助成限度額 300,000円	通年

### (8) 自立支援サービス

事 業 名	内 容	実施	時期
高齢者元気あとおし 事業	介護支援等の地域活動を応援する事業の運営を行います。 ・説明会の開催(年6回)、会員登録 ・活動ポイントの管理、活動に関する相談等	通	年
視覚障害者の情報・コ ミュニケーション支 援事業	視覚障がい者に対し、情報収集や代読、代筆サービスを行うことにより、地域生活における自立支援及び社会生活の参加を促進します。 ◇対象者:視覚障がい者 ◇利用内容:月4時間を限度としてボランティア派遣。	通	年
車いす貸出事業	病気、ケガ、高齢などの理由により一時的に歩行が 困難な者及び研修会を開催する団体等に対する車いす の貸出を行います。 ◇費用:無料 ◇貸出期間:1ヶ月まで(最長3ヶ月)	通	年
福祉用具再活用事業	不要となった車いすや介護用ベッド等、必要とする 区民や施設・団体へ仲介します。 <主な福祉用具> おむつ、杖、入浴用椅子、ベッド 等	通	年

# (9) 低所得世帯や路上生活者に対する相談、貸付等の支援

事 業 名	内容	実施時期
生活福祉資金貸付事業	「生活福祉資金貸付制度」は、所得の少ない方や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。 ※東京都社会福祉協議会との協働事業 〈資金の種類〉 ○総合支援資金 ○教育支援資金 ○福祉資金 ○本動産担保型生活資金 ○緊急小口資金 ○生活復興支援資金 ○臨時特例つなぎ資金 ○臨時特例つなぎ資金 ◇制度を有効に活用し、安定した生活の維持を支援します。 ・民生委員、東京都社会福祉協議会、関係機関との連携 ◇職員研修の積極的参加 ◇相談窓口の環境等改善 ◇償還業務の強化	通年
受験生チャレンジ支援貸付事業受付業務	※豊島区 生活福祉課からの受託事業 学習塾等の受講料及び大学・高校等受験料の負担 が経済的に困難な低所得世帯に対して、貸付を無利 子で行うことにより、所得の少ない世帯の子どもた ちを支援します。高校、大学に入学した場合、返済 が免除されます。 ◇事業のPR強化	通年
緊急支援事業	○住所不定者等に対する保護施設等への交通費・一時的な生活費の支給・貸付(生活福祉課で受付対応) ○路上生活者に対する衣料品の支給(5月、11月)	通年
奨 学 金	○東京都社会福祉協議会塚田・太田奨学金及びヒカリ興業奨学基金の支給申請の取り次ぎを行います。 対象者 区内在住の要援護家庭の子ども ○豊島区民社協指定寄付により 21 年度から開始。 交通遺児に対する奨学金を支給します。支給額 30,000 円	1月

# (10) (重点事業 新規) 生活困窮者自立支援モデル事業

事 業 名	内容	実施時期
自立相談支援事業	・相談窓口を開設し、相談支援員を配置。情報と支援の拠点としての機能 ・関連部署、他機関の横断的支援体制構築 ・訪問相談支援やアウトリーチ、他部署、他機関からの情報集約 ・相談者の課題に応じた支援計画の作成、支援調整会議開催、支援決定、寄り添い型支援の実施 ・地域ネットワークの強化 ・地域ニーズの把握・調査により27年度以降の事業計画策定、準備	7月
子どもの支援事業 [貧困の連鎖防止事業]	<ul> <li>・子ども支援員(仮称)の配置</li> <li>※相談支援員との兼務あり</li> <li>・訪問相談支援、保護者への情報提供</li> <li>・既存の支援機関へ同行するなど繋ぐ取組み</li> <li>・無料学習塾等、地域の子どもの支援機関の連携体制構築</li> </ul>	7月
	<事業実施の経緯> 生活困窮者自立支援法の施行(平成27年4月)に向けて、国では既に平成25年度から実施しているモデル事業を、平成26年度から拡充することとしました。豊島区においては、着実な事業の実施に備えるため、平成26年度からモデル事業の一部を実施することとしています。 豊島区民社会福祉協議会では区との協議が整ったので、区の要請に基づき、その事業の主要な部分を受託することとしました。「自立相談支援事業」と「自立促進に資する事業のうち、学習支援等」の事業受託を計画しています。	

# (11) 普及、啓発事業

事 業 名	内 容	実施時期
ふくし健康まつり	区民の福祉や健康に対する意識・啓発を図るた	12月7日
(於 中池袋公園	め、福祉・医療・保健分野のあらゆる関係者との共	
区民センター等)	同開催によるイベントを行います。	(日曜日)
	(25 年度 参加団体数 55 団体・来場者数 11,508 人)	

# めざすまちの姿 Ⅱ. 新たな支え合いのあるまち

地域の<mark>多様化する</mark>生活課題を解決するためには、従来のサービスだけではなく、新たな支え合いの仕組みを作る必要があります。拡充事業として、コミュニティソーシャルワーカーを各地区に配置し、地域のネットワーク化を図り「支え合い」のしくみを作ります。

また、新規事業として、<mark>問題を早期に発見</mark>するためのアンテナ役として、新たに地域 福祉サポーター制度を導入します。

### (1) (重点事業) 地域福祉サポーター制度の導入

方 針	題を早期 ・地域福祉 めます。 ・地域福祉	に発見して、 サポーターを サポーターに	きる地域福祉解決に向けて を養成するため は、コミュニラ 、課題解決の	て活動できる し かの研修を開作 ティソーシャ/	しくみを作りる 望する等、人材 レワーカーや!	ます。 対の育成に努 民生・児童委	
内 容	_ , .	・地域のことを誰もが自由に話し合い交流を深めながら福祉活動に取組むネ ットワークづくりをします。					
実施方法	<ul> <li>・人とのつながりや協力によって、地域で行われている支え合いや助けあいの活動を理解する場を設定し、参加への意識の高揚を図ります。</li> <li>・問題の発見に努めるとともに、自分ができる活動を選びサポーターとして登録します。</li> </ul>						
	年 度	2 4	25(実績)	2 6	2 7	2 8	
サポーター数	人数		5 0 (66)	1 5 0	3 0 0	5 0 0	

### 地域福祉サポーターとは・・・

	地域福祉サポーター	民生委員・児童委員	ボランティア
根 拠	豊島区民地域福祉活動計画	民生委員法 児童福祉法	
要件	18歳以上の区内在住、在 学、在勤者(高校生不可) 障がいや難病を抱えた 方の応募も可 ・社会貢献をしたい者 ・サポーター研修修了者	・民生委員推薦会で推薦された者	・年齢に制限なし
手 続 き	<ul><li>・自らの意思で登録する</li><li>・研修終了後社会福祉協議会</li><li>会長より登録証を交付</li></ul>	・都道府県知事の推薦に より厚生労働大臣が委 嘱	・登録をしてもよい
活	・緩やかな見守り ・社会福祉協議会、CSW、民	・区民の生活状況の把握 ・援助を必要とする者へ	・自発性、無償性、公共 性、先駆性を柱とする
動	生委員・児童委員等との連携のもと、身近な地域にお	の助言、相談、援助・社会福祉を目的とする	活動 ・活動は本人の責任で行
内	いて起きている福祉課題 の発見と解決に向けて活	活動をする者との連携 及び活動の支援	・活動者は各自ボランテ
容	動をする		ィア保険に加入する
期	・地域課題の早期発見	・社会福祉の増進	・福祉教育の推進
待	・区民同士の支え合いの実現	・地域の福祉課題解決の	<ul><li>生きがいの保障</li></ul>
さ	・新たな人材の掘り起し	ためのネットワーク化	・社会参加、社会貢献の
れる	・地域の人材、地域力の有効 活用		動機づけ ・区民全体の相互支援の
効	111/11		意識化
果			
人	500人	252人	
数	(平成28年度)	2 0 2 /	
備考	<ul><li>・サポーター連絡会の開催</li><li>・小地域ネットワーク会議への参加</li></ul>		

\*区民:区域内に住む人・区内で働く人、学ぶ人

(豊島区自治の推進に関する条例)

### (2) (重点事業 拡充) コミュニティソーシャルワーカーを8圏域に配置

方 針	のつながり 地域の課題	を持って生活 を共有してV	「心に、地域に 舌できるようす いく中で、住民 関と連携して地	支援をしていく 公司士のたすり	く。また、全世 けあいの気持ち	世代の住民がっを醸成する
内 容	会の地区担	当職員や民生との連携を図	ニティソーシ E・児童委員、 図り、問題を解	地域福祉サポ	パーターをはし	じめ、各種団
実施方法	・各地域での活動は、圏域内の「区民ひろば」を拠点に展開します。 ・相談窓口の設置、個別支援、民生・児童委員や地域福祉サポーターとの連 携によって、地域課題の解決に取り組みます。					
	年 度	24 (実績)	25(実績)	2 6	2 7	2 8
設置状況	地区数 CSW の人数	3地区(3)6(6)	4地区(4)8(8)	6 地区 1 2	8地区 16	8地区 16



#### コミュニティソーシャルワーカー(CSW)とは

- 〇地域の中で支援を必要とする人々を把握し、身近な地域での相談窓口や訪問などにより、 様々な相談に対応し、**生活課題の早期発見に努める**。
- 〇地域の中で支援を必要とする人々に対し、公的サービスやボランティアなどのインフォーマルサービスに**適切につなぎ、早期解決に結びつける**。
- 〇地域の中で支援を必要とする人々を、地域住民が連携して支えることができるよう、その 地域にある関係機関や地域活動団体間のネットワークを構築し、地域の福祉力の向上を図る。
- ○困難なケースなどについても、地域住民や関係機関と連携し、解決に向けた 新たなしくみづくりや、新たなサービスの開発を行う。

### (3) コミュニティソーシャルワーク事業

事 業 名	内容	実施甲	
個別相談・支援	平成 26 年度より 6 圏域内にある各 6 か所の区民ひろばにコミュニティソーシャルワーカー (CSW) を配置し、より身近な相談窓口 (訪問相談にも対応) として家族が抱えるニーズに対応していきます。また制度の狭間で支援を受けることができない住民や困難ケース等にも積極的に関わり、状況に応じて関係機関や地域住民と連携して支援を行います。 ◇全世代 (子どもから高齢者まで)を対象にした様々な福祉課題の相談・支援・訪問等によるケースの早期発見・関係機関へのつなぎ・連携・ケース会議の開催・課題を整理し解決していくための方策を探ります。 ◇出張窓口設置 (開設)場所・地域区民ひろば (配置場所以外)月1回以上(通年)・地域区民ひろば (配置場所以外)月1回以上(通年)・地域区民児協 月1回 (通年)・地域活動がループ活動時 (随時)・子ども向け事業 (随時)・子ども向け事業 (随時)・子ども向け事業 (随時)・子とも方変援を支援センター・民生委員・児童委員協議会・青少年育成委員会・サポートとしま・高齢者総合相談センター (包括支援センター)・地域生活支援センター	通	年

CSW 協力者の確保	・CSW の活動をはじめ、社協の活動を理解し、協力してもらえる支援者を地域の中から発掘・確保し、地域情報の収集や情報の伝達などを行います。 ・平成25年度から開始した地域福祉サポーター養成事業については、社協全体で積極的に関わり、多様化する地域の生活課題を理解し地域づくりを応援する人々を育成します。	通	年
社会資源の整理、提供	公的機関・施設、地域活動・ボランティア団体、課題解決型のNPOなどの他、区民の自立支援や問題解決につながるような社会資源を整理し、その情報を関係機関や区民に提供する。	通	年
関係機関等聞き取 り調査 (個人・グループ)	・本人の状況確認(サービスの必要性)	通	年
地域づくりの検討、 関係機関と地域住 民連携による地域 支援活動の展開等		通	年

広報の充実	情報の届きにくい高齢者や障害者、子どもに対し、きめ細やかな情報提供を行えるよう、対象者別の紙面の作成、施設の活用、協力者による個別配付に取り組みます。 また、CSW が相談を受け対応したケースの解決までの過程や結果などを地域にフィードバックし、地域の課題として認識、共有できるような取り組みを行います。  ◇「CSW からのお知らせ」の発行(随時)  ◇警察、国民生活センター等から発行される情報の発行 (随時)	通	年
	発行 (随時)  ◇社協ホームページの活用  ◇地域マップの作成、発行  ◇情報提供方法・協力者による個別配付  ・ 町会、民生児童委員、公的機関、医療機関、 介護保険事業所などを通じた配付		

### (4) 敬老の日訪問

事 業 名	内容	実施時期
敬老の日訪問事業	多年にわたり社会に貢献された高齢者に敬老の意を表し、その長寿を祝う。高齢者福祉課が行う敬老の日事業に関して、当協議会が地域福祉推進の立場から協力し、敬老祝品の贈呈等相互に連携して事業の円滑な運営を図ります。 〇新100歳及び100歳超の方を対象に訪問します。 〇町会長及び民生委員・児童委員とともに職員が、訪問により敬老祝品の贈呈を行い安否確認を行います。	9月



# (5) 福祉教育推進、研修事業

事 業 名	内 容	実施時期
体験ボランティア 事業	青少年や定年退職を控えた方などを対象にした、夏休 み期間の体験ボランティアです。 活動記録を募り、活動の振り返りを促し、継続した活 動支援を行います。	7月~8月
	◇入門講座 初めてボランティア活動をしたい方、定年対象者等 へ活動の意義や分野、団体等の紹介を行います。	年3回
講座、研修	<ul><li>◇テーマ別講座</li><li>・精神保健福祉ボランティア講座</li><li>第1回 講演会と茶話会</li><li>第2回 体験活動</li></ul>	年1回
	第3回 振り返りの会 ・傾聴ボランティア養成講座 ・視覚障害者の情報・コミュニケーション支援事業 ボランティア講習会、交流会 ・芸能ボランティア発表・交流会	年1回 年3回 年1回
業の社会貢献活動、研修への支援協力	企業の社会貢献活動の支援及び社員に対する福祉教 育を行う研修へ職員講師を派遣します。	通年
学校におけるボランティア活動、福祉 学習支援	福祉体験学習、総合学習等の企画・助言及び職員の派遣及び、福祉機器の貸出しと、これらに係る講師謝礼等を助成します。 ◇貸出物品:高齢者疑似体験セット、白杖など ◇助成内容:研修講師等への謝礼 ◇助成限度額:1校20,000円(上限)	通年

### (6) 区民参画促進事業

事 業 名	内容	実施時期
給食ボランティア グループ助成事業	地域社会との交流が乏しい高齢者に食事を提供し、健康増進、孤独感の解消及び地域社会との交流を図るための事業です。 ◇ボランティアによる会食 ◇5 団体 4 会場(25 年度実績) ◇1 団体あたり月 2 回開催 会食型の給食サービスの普及を図るため、配食サービスを活用した新たな実施方法を検討するなど、必要に応じて実施団体に対する助成、活動支援、ボランティアの育成、会場の確保など総合的な支援を行います。	通年
不要入れ歯回収事業	不要となった入れ歯の金属部分に含まれる貴金属を リサイクルします。 併せてその収益は、ユニセフを通じて世界の子どもた ちを支援し、また地域福祉活動の資金としても活用しま す。 設置場所の拡大を検討し、さらにPRに努めます。 設置場所 本庁舎1階裏玄関、西部区民事務所入り口(2 か所)	通年
使用済み切手の回収	区民、企業などの参画による使用済み切手の回収事業です。 ボランティアにより整理された切手は業者に売却し、 地域福祉活動資金として活用します。 使途目的を明確にし、PRを強化します。	通年

# めざすまちの姿 Ⅲ. 災害に強いまち

災害時に支援を必要とする人たちを地域で支えるために、日ごろから、協力者による 見守り活動を行い、地域での災害支援体制について検討を進めます。

東日本大震災の教訓を生かし、「災害ボランティアの育成」「としま災害ボランティア 業務マニュアル」の見直しを行います。

#### (1) 災害時の支援体制の強化

	<ul><li>要援護者の</li></ul>	)支援プラン	を本人や家族	<b>英の同意を得</b>	ながら地域	の支援者と
方 針	ともに作成	えします。				
	・固定化して	こいる防災訓	練参加者をネ	告い世代にも	広げます。	
	<ul><li>日頃から災</li></ul>	後害時の要援	護者の所在を	を把握してお	き、本人・	家族の協力
	のもとに比	地域の方とと	もに支援プラ	ランを作成し	<i>、</i> ます。	
内 容	・区との連携	통を図りなが	ら、地域で行	<b>テわれる防災</b>	訓練に中学	生等若い世
代の参加を呼びかけます。						
	・災害弱者が	び避難する「	福祉救援セン	/ター」の設	と置を検討し	ます。
	・支援プラン	/作成は、希	望者を対象る	とします。		
実施方法	・行政との連	重携のもとに	希望者の把捷	屋を行います	0	
	・個人情報に留意しながら進めます。					
プラン作成	年 度	24 (実績)	25(実績)	2 6	2 7	2 8
	プラン	2.0 (0)	4.0. (0)	6.0	8 0	1.0.0
<b>状</b> 況	作成件数	2 0 (0)	4 0 (0)	6 0	00	100

### (2) 災害ボランティアの育成

	・災害ボラン	ティアの登録	録者を増やし	<i>、</i> ます。		
方 針	・東日本大震	災被災者への	の支援等の紹	E験を活かし	、ボランテ	ィア力の向
	上に努めま	す。				
内 容	・災害ボラン	ティアとし゛	て登録した者	音に対し、心	構え、実際の	のボランテ
内容	ィア活動の	在り方等に	ついて研修を	そ行い災害時	に備えます。	)
	・ボランティア活動に関心のある区民対象に説明会を開催します。					
実施方法	・登録を随時	受け付け、	災害ボランラ	ーィアの役割	、活動内容	など
	について定	期的に研修る	を行い登録者	行の交流を図	ります。	
登録者の	年 度	24 (実績)	25 (実績)	2 6	2 7	2 8
	登録者	7 0	100	1.50	0.00	2.0.0
状 況	人数	(33)	(52)	1 5 0	200	3 0 0

### (3)「としま災害ボランティア業務マニュアル」の作成

方 針	・東日本大震災の教訓を生かしたマニュアルを作ります。						
内 容	<ul><li>・豊島区との防災協定の見直しを行い、マニュアルに反映させます。</li><li>・東京都の防災計画等の変更点をマニュアルに反映させます。</li></ul>						
実施方法	・豊島区・東京都、他社協の動向を踏まえて、随時改定を行います。 ・マニュアルを使用して、訓練を実施します。						
マニュアル	年 度	24 (実績)	2 5	2 6	2 7	2 8	
完成時期	完成年度	(完成)	_				

# (4) 災害ボランティア支援事業

事 業 名	内 容	実施時期
災害ボランティア	◇豊島区並びに東京都社会福祉協議会との協定に 基づく、災害時のボランティアの受入れ及びコーデ	通年
センター運営事業	イネートの拠点となるセンターの設置を担当する	(災害時)
	体制を整備します。	
	◇運営マニュアルの周知	
   豊島区合同訓練参加	◇防災訓練等への協力や、災害時要援護者への訓練	通年
豆面色口凹訓除多加	を支援します。	
災害ボランティア養	◇災害時の復興支援などに携わるボランティアの	
成講座	育成を目的とした講座を開催します。	
//久市丹土	また、講座の中に災害時要援護者となる高齢者や	年2回
	外国人への支援方法などを織り交ぜ、災害弱者への	
	対応の向上を図ります。	
	◇講座受講後の登録制、ボランティアの組織化を促	
災害時ボランティア	進します。	F . F
の組織化	・災害ボランティア連絡会の立ち上げ支援	年1回
	・災害ボランティアセンター運営訓練の実施	

### (5) 安心・安全のまちづくり事業

事 業 名	内容	実施時期
あんしんカードの配布	あんしんカードは、セーフ・コミュニティの一環として平成23年3月に町会連合会との協定締結を記念して発行しています。 このカードは、名前の他にかかりつけ医や緊急連絡先などを記入でき、災害や事故などに備えて常備携帯でき、希望する区民に随時配布しています。 ◇配布場所・・社協、東西区民事務所等。	通年
住宅用火災警報器 等取付事業	区内在住で、65 歳以上の独居高齢者及び高齢者のみ世帯で、この事業を利用したことがない世帯に対して、住宅用火災警報器の設置を行います。	年1回

### (6) 東日本大震災孤立化防止事業

事 業 名	内容	実施時期
サロン運営	避難者の孤立化防止対策として、避難者が集うサロンを区内2か所に設置し、被災者同士及び地域区民等の交流の場として運営しています。	通年
避難者戸別訪問	約80世帯の避難家庭に対し、地区担当職員・CSW等が訪問し、安否確認及び困りごと相談等を実施しています。	通年
普及・啓発事業	被災者交流会・食事会等のイベントを通じての各種の情報提供を行います。又、他の支援団体・組織と協働し避難者の孤立化防止を図ります。	通年

### めざすまちの姿 IV. 地域の元気がみえるまち

親、地域、学校と連携して、子どもたちが地域でのびのびと過ごせる環境をつくるとともに、中高生をはじめ、大学生など若者が地域で役割を担い、活躍していく場を創出します。

また、小地域活動を推進し、地域のつながりを深め、町会・自治会の更なる活性化への取り組みを行います。

#### (1) 小地域でのボランティア活動の推進

方 針	・身近な地域で子どもから高齢者まで誰もが生きがいをもってボランティ ア活動ができるように、活動の場を確保します。					
内 容	・地域で活動	動できる拠点。	となる場所等の	の確保に努め	うます。	
実施方法	<ul><li>・身近な居場所を小地域の単位として活動の場づくりについて啓発していきます。</li><li>・住民が主体的に交流できる場をつくります。</li></ul>					
サロン設置	年 度	24 (実績)	25(実績)	2 6	2 7	2 8
状況	サロン数	1 5 (0)	2 5 (0)	3 5	5 0	6 0

### (2) 若い世代の町会・自治会での活躍の場の確保

	・地域の活情	生化と地域力	を高めるため	、地域の基础	楚的組織であ	る町会・自
方 針	針 治会の活動に若い世代が参画する機会を広げます。					
	・若い世代は	こ地域の一員	であることを	理解してもら	らうことから	始めます。
	・企画の段階	皆から中高生(	の意見を取り	入れた事業を	と実施します	0
内 容	・地域の学	生が地域活動	のリーダーに	なれるようす	育成します。	
	・子どもたる	ちが地域に関	心の持てる活	動を行いまっ	<b>†</b> 。	
	・町会・自治会、「区民ひろば」等で実施する事業への参加を呼びかけま					
<b>学长士</b>	す。					
実施方法 	・地域で祭	りや子ども対象	象の事業等を	企画するとき	き、子どもの	参加を促し
	ます。					
企画時より	年 度	24 (実績)	25 (実績)	2 6	2 7	2 8
中高生の	*	1 0 (0)	0.0 (0)	0.0	4.0	<b>5</b> .0
参加状況	団体数	1 0 (0)	2 0 (0)	3 0	4 0	5 0

### (3) 地域の子どもを地域で見守る体制の構築

方 針	次代を担	う子どもたち	が、いきいき	と育つように	こ、地域の子	ーどもたちを
// 単	地域で見守る	る体制をつく	ります。			
	・「子ども	スキップ」の	子どもたちと	の交流を通り	_関わりを深	笑めます。
内 容	・小学生の	登下校の見守	りを行います	0		
	<ul><li>地域での</li></ul>	あいさつを心	がけます。			
<del>+++++++++++++++++++++++++++++++++++++</del>	<ul><li>地域で登っ</li></ul>	下校の見守り	体制を推進し	ます。		
実施方法・小学校単位で見守り状況を調査し関係者で対				係者で対策を	を練ります。	
	年 度	24(実績)	25(実績)	2 6	2 7	2 8
見守り状況	見守り	1.0 (0)	0.0 (0)	2.0	4.0	F 0
	実施数	1 0 (0)	2 0 (0)	3 0	4 0	5 0

### (4) 町会・自治会の更なる活性化への協力と支援

	・町会・自治	会の加入率	を高め、地域の	の活性化を図	図ります。		
	町会加入場	穴(参考値)	町会数	: 129			
			世帯	: 163, 693			
			加入世帯	: 86, 256			
			加入率	<b>E</b> : 52.7%			
	*世帯数は	、平成 24 年	7月1日現在	住民基本台	帳及び外国ノ	<b>人登録を基に</b>	
	参考値と	して算出した	と世帯数。				
方 針	*加入世帯	数は、各町会	会からの報告数	数値 (一部推	笙計を含む)	です。	
	・地域全体で	・地域全体で町会・自治会が加入者を増やす取り組みを行うことを応援し					
	ます。特に	こ、高層マン	ションの住民	に対する町台	会・自治会加	]入の呼びか	
内 容	けを推進し	<b>、ます。</b>					
	<ul><li>新たなイヘ</li></ul>	・新たなイベントを企画する等、地域のまちおこしの支援をします。					
	· 地域住民の	取り組みを	支援します。				
実施方法	・区民部の協	易力を得て数値	直を把握しま	す。			
	年 度	2 4 (実績)	25(実績)	2 6	2 7	2 8	
┃ ┃町会・自治	町会・自治						
	会加入率	5 5 (52.7)	6 0 (52.7)	6 5	6 5	7 0	
会加入状況	(%)						

### (5) サロン支援事業 (p24に別掲)

母親グループや民生委員・児童委員協議会などが行	
サロンづくり支 う子育てサロン、町会や高齢者クラブが行う高齢者サ	_
援 ロンを支援します。 通	年
◇立ち上げ支援    ◇会場費等運営助成	
◇開催メニューの提供 ◇講師紹介 など	

# めざすまちの姿 V. 協働のしくみがみえるまち

福祉課題を抱える人々の福祉ニーズが多様化している中、課題解決に向けてボランティアセンターの機能を充実していくとともに、行政や町会・自治会、民生委員・児童委員協議会、地域の福祉関係団体等との協働のもと、取り組んでいきます。

必要な情報については、個人情報に配慮しつつ共有化していくシステムをつくります。

#### (1) ボランティアセンター機能の充実

				ようボランテ			
方 針			生估困躬者、	障害者(児)	等へ文援する	らしくみつく	
	りをします。						
	・要支援者の	の要望に迅速	に応えられる	るようボランラ	ティアの育成に	こ努めます。	
内 容	・地域で活動	かする新たな	人材を発掘し	/、企業のボラ	ランティア活動	めの参画を促	
	す等、情報	眼センターと	しての役割を	と果たします。			
	・目的別登録制を導入します。						
実施方法	・地域ネッ	トワークの構	築を図るため	り、運営協議会	会の充実を図	ります。	
ボランティ	年 度	24 (実績)	25 (実績)	2 6	2 7	2 8	
	※活動	3 5 0	3 7 0	4.0.0	4.5.0	5.0.0	
ア活動状況	団体数	(335)	(337)	4 0 0	4 5 0	5 0 0	

※ 豊島ボランティアセンターに登録している活動団体数

### (2) 多様な地域福祉に関する情報の共有化と区民への迅速な発信

方 針	・区民、行	政、社会福	設置します。 祉協議会、均 ていきます。	也域団体など、	関係者が福祉	<b>让関係資源</b>
内 容	地域の生	活課題や関係	系者の福祉情	青報の共有化る	と図り、地域社	<b>冨祉を推進</b>
実施方法	・地域福祉に関する身近な情報を共有するため、8圏域内で年2回連絡会を開催します。 ・団体が輪番制で事務局を務めます。					
連絡会の	年 度	24 (実績)	25(実績)	2 6	2 7	2 8
実施状況	※連絡会 回数	8 (0)	1 6 (0)	1 6	1 6	1 6

<sup>※ 8</sup>圏域内で実施する連絡会の回数

### (3) 社会福祉協議会と団体等との協働化

方 針	町会、自	治会、民生	委員・児童委	\$員協議会、	青少年育成委員	員会、NPO、
// 型	PTA などと	の連携のもる	とに地域福祉	:活動を展開し	<b>)ます。</b>	
内 容	各種団体と社会福祉協議会との協働のもとに、魅力的な協働事業をつ					
	くります。					
実施方法	各種団体	各種団体と積極的に協働事業を実施します。				
	年 度	24 (実績)	25(実績)	2 6	2 7	2 8
協働の状況	※事業数	5 (3)	1 0 (8)	1 5	2 0	2 5

<sup>※</sup> 社会福祉協議会が関わり協働で行っている事業数

#### (4) ボランティア活動推進事業

住民一人ひとりが地域の一員であることを認識し、よりよい社会をつくるためのボランティア活動の啓発、各種団体活動の支援、情報発信などを行います。

事 業 名	内容	実施時期
活動室及び活	◇活動室利用団体連絡会議の実施	
動物品の貸出	活動拠点となるスペース及び印刷機、紙折り機等各種機	年1回
及び整備	材を整備し、快適に利用できるように配慮します。	
	◇利用可能日:年末年始を除く毎日	

ボランティア 相談 各種情報の提 供	◇個人、団体からのボランティアに関する各種相談に応じ、新たなボランティア人材の育成や、受け入れ先の開拓など総合的なコーディネートを推進します。 ◇ボランティア保険・行事保険の受付、普及安心してボランティア活動や市民活動を行うための保険を取扱います。 ◇相談コーナー情報提供コーナーの設置各種資料が閲覧できるスペースを確保します。 ◇センターだよりの発行ボランティア募集及び各種イベント情報を掲載します。毎月15日発行1回5,300部	通生	F
-----------------------------	--	----	---

### (5) 助成事業(区民が主体的に行う事業への支援)

事 業 名	内容	実施時期
	福祉施設、町会・自治会、高齢者クラブ、ボランティ	
障害者施設、団体	ア・地域活動団体などに対する福祉事業に要する費用を	適宜
等事業助成	助成します。	
	母親グループや民生委員・児童委員協議会などが行う	
	子育てサロン、町会や高齢者クラブが行う高齢者サロン	
サロンづくり支	を支援します。	
援	◇立ち上げ支援	通年
( 再 掲 )	◇会場費等運営助成	)
	◇開催メニューの提供	
	◇講師紹介 など	
	区の補助金により、民間の福祉施設や団体が、地域に	
	根ざして行う先駆的、開拓的、実験的事業の振興と安定	
地域福祉推進助	した事業運営を支援します。	
成事業	◇助成事業	通年
	家事援助、食事サービス 等	, <u> </u>
	◇助成件数 4団体5事業	

# (6) 区との協働事業

事 業 名	内容	実施時期
	スポーツのつどいに対する職員の派遣及び事業経費	
スポーツのつど	を助成します。(25年度 参加者 460名)	10 月
V	3 障害者合同の年一回の大会開催	

障害者美術展の	「ときめき想造展」を区と共催します。 最優秀賞他5賞(16名)に記念品の盾を贈呈します	3 月
開催	双度が発信の異(10-11)に記念品の海で始至しる)	

### (7) 社協役員会議等の運営

事 業 名	内容	実施時期
	協議会運営における重要な事項について協議、検討	年5回程度
正副会長会	します。	随時
	事業計画、予算、決算、評議員の選任、定款及び規	年5回程度
理 事 会	程の変更、その他協議会運営に関する重要な事項につ	IV-F H-F
	いて審議します。	随時
	事業計画、予算、決算、理事、監事の選任、定款及	年5回程度
評 議 員 会	び規程の変更について審議します。	Manda
		随時
	協議会の経営目標の達成、社会福祉法人としての責	
監事監査	務を果たすため、事業及び会計の執行状況を検討、評	年2回程度
	価し、助言及び指導を得るための活動を実施します。	

# (8) 広報事業

事 業 名	内容	実施時期
トモニーつうしん (社会福祉協議会だより)の発行	します。	6月・12月
ホームページの 運営	<ul><li>・わかりやすい情報提供を目指します。</li><li>・社協全体で更新作業をタイムリーに行います。</li><li>・社協活動の PR 強化をします</li></ul>	通年

#### (9) 寄附金等の受領及び活用

事 業 名	内容	実施時期
寄附金等の受領 及び活用	・地域福祉事業の充実を図るため、区民等が寄付しやすい地域づくりと、受け皿団体である旨のPRに努めます。 ・寄付者の意向を尊重し、社会福祉施設やボランティア 団体、町会・自治会等の活動支援のために活用します。	通年
寄付機能付自動 販売機の設置、 運営	来庁者等の利便を図るため、区役所本庁舎地下1階に 1台設置。今後は増台に取組み収益増を図ります。	通年
証明写真提供事業	区民の利便向上を図る自動証明写真機を区役所本庁舎 玄関前に1台設置。今後は増台に取組み収益増を図ります。	通年
広報紙への有料広告の掲載	<ul><li>◇トモニーつうしん、豊島福祉への有料広告掲載数の増加を図ります。</li><li>◇ホームページへの有料広告掲載を進めます。</li></ul>	通年
新たな事業の検 討	活動の主な資金となる、会費、寄付、募金のほか、社 協らしく、かつ、資金を確保できる事業について新たに 検討します。	通年
地域福祉推進基 金の効率的な運 用と活用	地域福祉の推進のための果実運用型基金の運用及び収益金の活用。  ○基金総額 約 420,000,000円(主に国債3本で運用)  ○収益金 約7,400,000円(福祉推進団体への助成等)	通年

#### (10) 共同募金運動

区民の参加、協力により全国一斉に実施される募金活動です。

募金開始当初の目的である低所得者への支援から地域活動や地域づくりに資する募金として、 その目的が変化しています。豊島地区で集められた募金は、地域活動団体や福祉施設などに配 分されるとともに社会福祉協議会が行う地域福祉事業や福祉サービスの充実のために使用されて います。

事 業 名		実施時期
	129 町会の参加を目指すとともに、10 月初旬に児童・	
	生徒や実施委員による街頭募金活動を行います。	
赤い羽根共同募	○各町会単位による各戸募金	10月~12
金	○街頭募金	月
	○募金箱の設置	
	目標金額 10,800,000 円	

	・町会・自治会会長への理解を進め 129 町会の参加と	
歳末たすけあい・	各戸募金の充実を目指します。	12 月~1
地域福祉募金	・町会、民児協以外の団体への参加を呼びかけます。	月
	目標金額 10,800,000円	
	・集められた募金が、有効に活用されるよう、豊島区	
	の福祉ニーズの把握、配分に関する調査、検討を行う	
豊島地区配分推せん委員会の運	委員会の運営を実施します。	
	・委員は、地区の町会・自治会、学識経験者、社会福	通年
世の安貞云の連	祉団体等で構成されています。(委員数 13 名)	<b>进</b>
	○施設団体からの配分申請の受付 (B配分申請)	
	○委員会の開催 年2回程度	
	○委員による配分団体実地調査の実施	

### (11)会員制度の運営

地域福祉活動推進の中核的役割を果たし地域に根ざす社協にとって、会員制度は事業を実施するための貴重な財源です。

社協事業への理解者を増やし、より多くの区民に賛同・支援してもらえるように、会員増強月間をはじめ、社協で実施する事業を通じて社協の理解促進に努め、会員数の増を図ります。

事 業 名	内容	実施時期
会員増強月間の 設置	①会員加入は年間を通じてできますが、関係団体等への働きかけを集中的に行います。 ②社協や関係団体が実施する事業において、ちらしを配布しPRに努めます。	通年
会報の発行	「豊島福祉」を配布します。年4回	4月、7月、 11月、2月
ハンドブックの 発行	豊島区民社協の事業や区内の福祉サービス等の情報を 掲載します。 「豊島区民社協ハンドブック (2014 年版)」を配布しま す。	年度当初
会員向け特典	長期継続会員プレゼント 長期間加入している会員に対し、感謝の意を表し、粗 品を配布します。	12 月

- ・地域全体で町会・自治会が加入者を増やす取り組みを行うことを応援します。特に、高 層マンションの住民に対する町会・自治会加入の呼びかけを推進します。
- ・新たなイベントを企画する等、地域のまちおこしの支援をします。